**外国会社の全ての日本における代表者の退任公告**

当社の全ての日本における代表者である林治剛が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年三月三十一日

東京都千代田区内幸町一丁目一番一号帝国ホテルタワー一五階

Tai Chong Cheang Steamship Co Singapore Pte Ltd

日本における代表者　林　治剛

**外国会社の全ての日本における代表者の退任公告**

当社の全ての日本における代表者である粟津義一が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年三月三十一日

東京都千代田区丸の内一丁目一番三号

タフ・ビーナス・リース・リミテッド

日本における代表者　粟津　義一

**外国会社の全ての日本における代表者の退任公告**

当社の全ての日本における代表者である粟津義一が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年三月三十一日

東京都千代田区丸の内一丁目一番三号

タフ・マーキュリー・リース・リミテッド

日本における代表者　粟津　義一

**外国会社の全ての日本における代表者の退任公告**

当社の全ての日本における代表者である紙屋正規が退任することに対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年三月三十一日

神奈川県茅ヶ崎市平和町一番五一号

ソウル電子通信株式会社

日本における代表者　紙屋　正規

**限定承認公告**

本籍福島県会津若松市和田二丁目七四番地、最後の住所福島県会津若松市和田二丁目一番二七号　被相続人　亡　木村　喜一

右被相続人は平成二十七年十二月二十五日頃死亡し、その相続人は平成二十八年三月二十三日福島家庭裁判所会津若松支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月三十一日

福島県会津若松市追手町三番一六号一之丁ビル会津鶴城法律事務所

相続財産管理人高野由利子

代理人弁護士　田代　圭

**限定承認公告**

本籍埼玉県川越市西小仙波町一丁目六番地四、最後の住所埼玉県鶴ヶ島市大字五味ヶ谷九〇番地二二　被相続人　亡　沼田　文

右被相続人は平成二十七年十二月十八日死亡し、その相続人は平成二十八年三月二十二日さいたま家庭裁判所川越支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月三十一日

東京都三鷹市牟礼四丁目二一番三号

限定承認者　千代田昭三

**限定承認公告**

本籍茨城県守谷市大柏一〇〇五番地七一、最後の住所千葉県野田市瀬戸九四六番地の八

被相続人　亡　丑丸　保

右被相続人は平成二十七年十二月十一日死亡し、その相続人は平成二十八年三月二十三日千葉家庭裁判所松戸支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月三十一日

東京都府中市東芝町一―六九―四〇九

相続財産管理人　江口　智弘

**限定承認公告**

本籍岐阜県瑞浪市寺河戸町九四六番地一、最後の住所岐阜県瑞浪市寺河戸町九四六番地

被相続人　亡　小木曽　寛

右被相続人は推定平成二十八年二月十二日死亡し、その相続人は平成二十八年三月二十二日岐阜家庭裁判所多治見支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月三十一日

岐阜県瑞浪市寺河戸町一二四三番地の五フレンドリー瑞浪Ⅱ六〇一号室　瑞浪法律事務所　限定承認者小木曽伸一

代理人弁護士　可児　恵太

**限定承認公告**

本籍愛知県岩倉市井上町四五四番地、最後の住所岐阜県岐阜市小西郷三四〇番地二

被相続人　亡　伊藤　義信

右被相続人は平成二十七年十月二十六日死亡し、その相続人は平成二十八年三月九日岐阜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月三十一日

岐阜県岐阜市御望九五一番地一八九

相続財産管理人　伊藤　功治

**限定承認公告**

本籍愛知県名古屋市熱田区神宮二丁目五〇八番地、最後の住所兵庫県神戸市東灘区住吉宮町一丁目一六番七号

被相続人　亡　松田　三男

右被相続人は平成二十八年一月七日に死亡し、その相続人は平成二十八年三月二十二日神戸家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月三十一日

兵庫県伊丹市昆陽南一丁目三番一五―三〇四号　限定承認者　松田　武久

**取得条項付新株予約権の一部の取得及び取得日の通知公告**

当社は、左記のとおり、当社の取得条項付新株予約権を取得することにいたしましたので、公告します。

記

一、取得する取得条項付新株予約権　平成二十六年七月一日発行の第一回新株予約権の新株予約権者　溝上武朗　十個

二、取得の日　平成二十八年四月三十日

平成二十八年三月三十一日

東京都港区西新橋二丁目八番六号

プラスワン・マーケティング株式会社

代表取締役　増田　薫

**正誤**

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|---|---|---|---|---|
| 平成二十七年十二月二十二日（号外第二百八十七号）公布農林水産省・国土交通省令第五号（漁船特殊規程の一部を改正する省令）（原稿誤り） | | | | |
| 二 | 下 | 終りから一一 | 第五十一条の | 第五十一条の十 |
| 〃 | 〃 | 〃 一〇 | 十四 | 四第三項 |
| 〃 | 〃 | 〃 一九〜 | 改正後の漁船特殊規程 | この省令による改正後の漁船特殊規程第五十一条の十四第三項 |
| 〃 | 〃 | 〃 九 | | 及び第四項 |
| 平成二十七年十二月二十二日（号外第二百八十七号）公布国土交通省令第八十五号（船舶設備規程等の一部を改正する省令）（印刷誤り） | | | | |
| 六 | 下 | 終りから五 | with paragra ph 1. 4. 6. 8. 3 | with paragra ph 1. 4. 6. 8. 3 |
| （原稿誤り） | | | | |
| 二 | 下 | 終りから四 | 第二十九ノ四 | 第二十九条ノ四 |
| 三 | 〃 | 〃 五 | この限りではな。 | この限りでない。 |
| 一三 | 上 | 〃 三 | 液体化学薬品ばら積船適合書 | 液体化学薬品ばら積船適合証書 |
| 〃 | 〃 | 〃 二〜一 | | |
| 平成二十七年十二月二十二日（号外第二百八十七号）農林水産省・国土交通省告示第三号（漁船の基準を定める告示の一部を改正する告示）（原稿誤り） | | | | |
| 四九 | 上 | 八〜一〇 | 行頭を一字上げる。 | |
| 平成二十八年三月二十三日（号外第六十四号）国会事項欄（印刷誤り） | | | | |
| 二三ページ下段終りから一二行目から二四ページ上段一行目は行頭を一字上げる。 | | | | |

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　三月三十一日付第七三号二七五号一二八ページ●同日

四〇ページ●同日付第七四号一二八ページ●同日付第

付政府調達第六一号三二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）